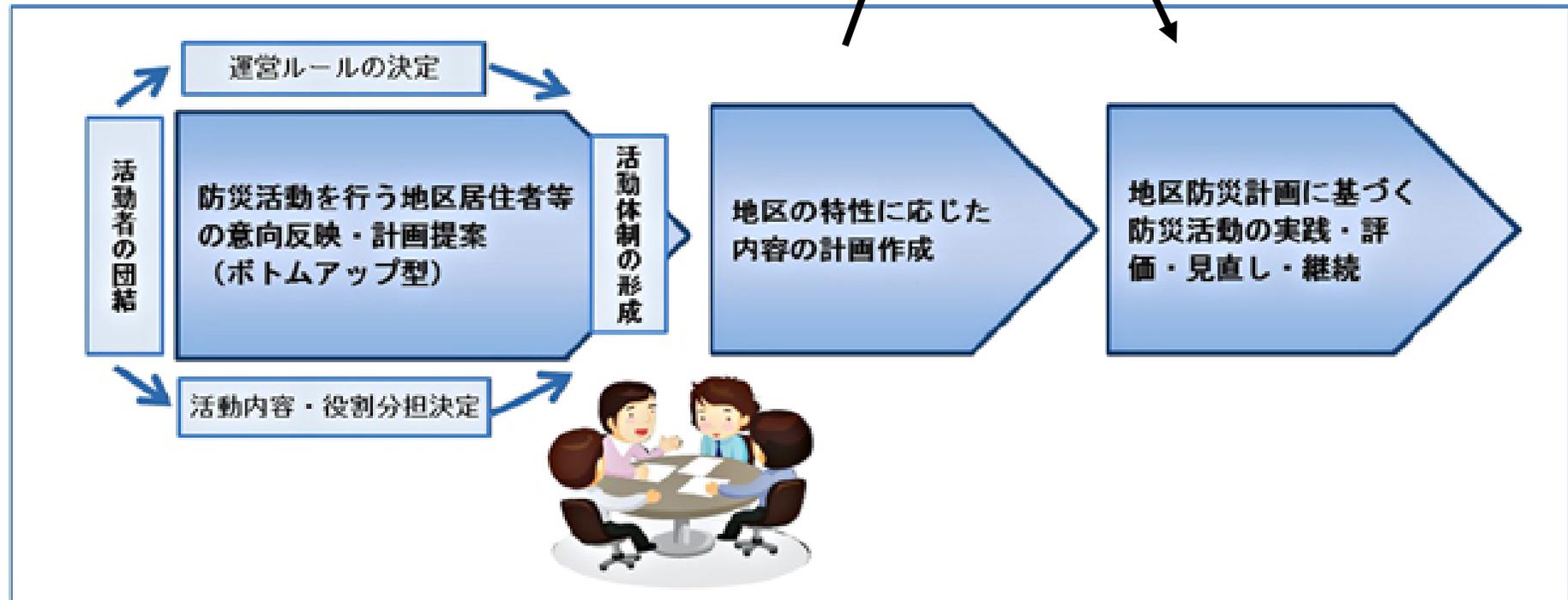


東伊那地区防災計画

地区防災計画 作成の流れ



地区防災計画制度の特徴

(1) 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区の特性をよく知っている地区居住者が計画の作成に参加。

地区の実情に即した地域密着型の計画を作成。

地域防災力の底上げを効果的に図ることにつながります。いわゆるボトムアップ型の計画といえます。

(2) 地区の特性に応じた計画

計画を作成したり、その計画に基づいて防災活動を行う主体を自由に設定。

防災活動が実施される範囲、計画の内容等についても、

地区の特性、活動主体のレベルや経験等に応じて、自由に決めることができます。

(3) 継続的に地域防災力を向上させる計画

地域防災力の向上を図るために、計画策定後も、

日頃から地区居住者等が力を会わせて計画に基づく防災活動を実践、

防災活動が形骸化しないように定期的に地区居住者等が計画の評価や見直しを行います。

東伊那区について

(区の概要)

<人口> 1886人 <世帯> 656世帯 (H31.3.1現在)

伊那自治組合、栗林自治組合、火山自治組合、塩田自治組合、大久保自治組合の5つの地域で成り立つ。

(地形)

東伊那区の地形は全般におだやかな地形。

天竜川の東に位置し、地域内には唐沢川・天王川・塩田川が流れ、その河川沿いには、土砂災害警戒区域が指定されている。

(過去の災害)

36災害(昭和36年6月梅雨前線豪雨)、58災害(昭和58年台風10号)

東伊那区 自主防災会組織規約（平成15年2月13日施行）

（目 的）

第3条 本組織は住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本組織は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第6条 本組織に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 本部長 1名
- (4) 副本部長 5名(各自治組合より1名)
- (5) 幹事 7名

本部長及び副本部長は、役員会からの推薦により総会で承認。任期は3年。

(会議)

第8条 本組織に総会及び幹事会をおく。

- ・総会は毎年1回開催する。
- ・幹事会は、最低でも年3回は行なう。

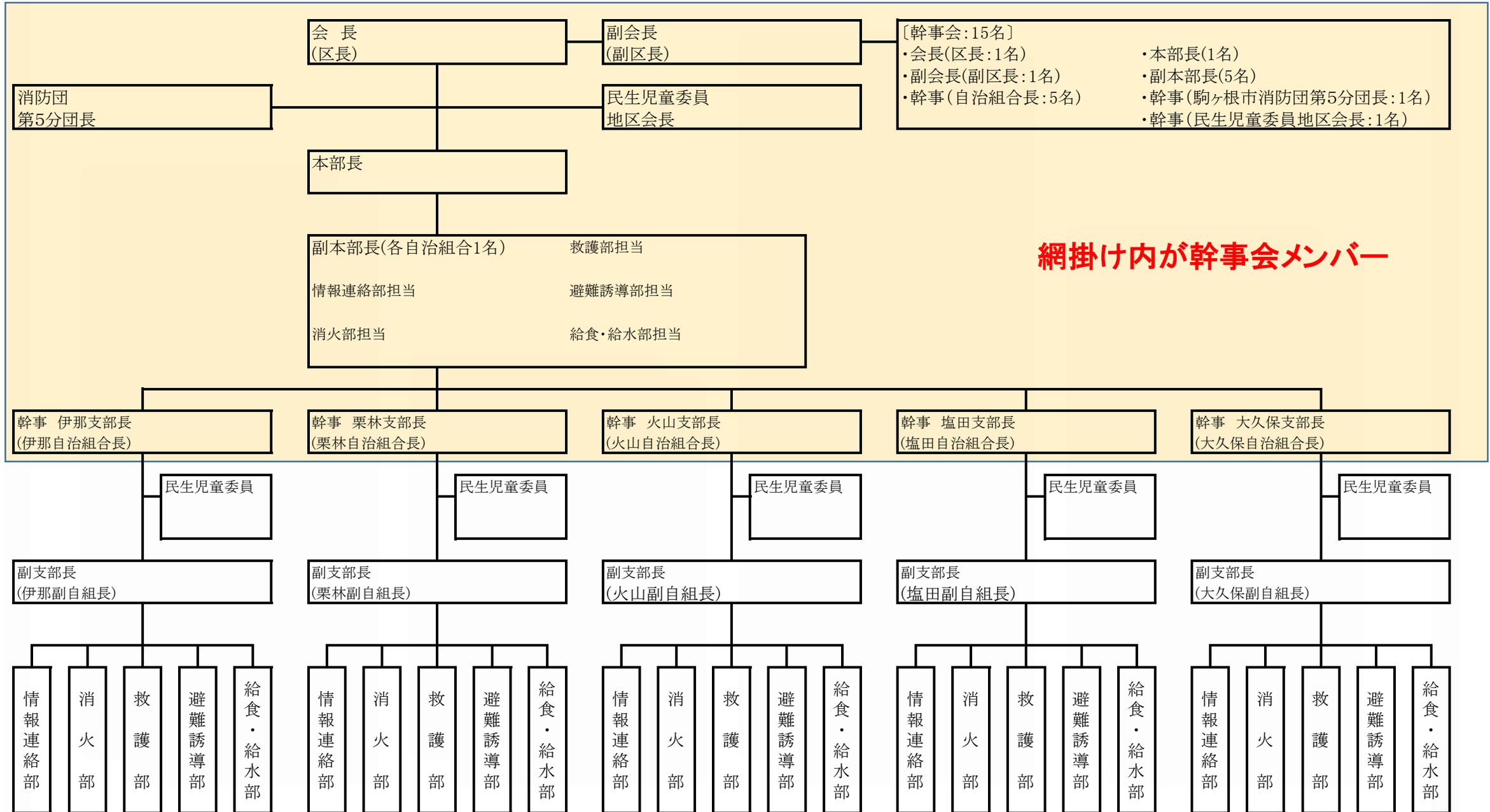
(支部の設置)

第13条 本組織は、伊那、栗林、火山、塩田、大久保の各自治組合に支部を置く。

東伊那区自主防災会組織編成表

(

年度)



東伊那区自主防災会の具体的な活動目標（指標等）

- 地区住民一人ひとりが協力して地域防災力を高め、自助、共助、公助の力をあわせて、災害時の死者ゼロを目指します。
- 駒ヶ根市地震総合防災訓練へ全戸参加を目指し、2021年には区民の30パーセントが参加するようにします。
- 土砂災害を想定した避難訓練を自主防災会が主体となり毎年実施します。
- 地震による犠牲者をゼロにするため、家具の転倒防止を行っている世帯の割合を100パーセントにします。
- 大雪に伴う救急搬送の遅れや消火活動の遅滞といった事態にならないための避難行動要配慮者に対する除雪体制の構築をします。
- 発災後7日間を自助共助で乗り切る防災資機材の積極的な整備を進めます。

担当業務と平常時・災害時の役割

役職・組織名称	担当業務	平常時の役割	災害時の役割
自主防災会長	会務の総括	総括	指揮・意思決定
副会長	総務業務	会長の補佐	会長の補佐
本部長	総括指揮 総務業務	平常時活動の指揮命令 全体調整、要配慮者の把握	応急活動の総括指揮命令(会長と共に指揮を執る) 全体調整、被害・避難状況の全体把握
副本部長	総務業務	本部長の補佐 担当部の指揮命令及び支部間調整	本部長の補佐 担当部の指揮命令及び支部間調整
支部長	支部の総括	各支部の総括	各支部における指揮・意思決定
副支部長	総務業務	支部長の補佐	支部長の補佐
情報連絡部	情報連絡業務	情報の収集・共有・伝達	情報の収集・共有・伝達(状況把握、報告活動等)
	連絡調整業務	近隣の他団体との事前調整	他団体との調整
消 火 部	消火業務	器具点検 防災広報	初期消火活動
	安全点検業務	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
	防犯・巡回業務	警察との連絡体制の検討 防犯巡回組織(自警団)の組織化	防犯巡回活動
	応急修繕業務	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援
救 護 部	救出・救護業務	資機材調達・整備	負傷者等の救出、救援活動
	衛生業務	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
	清掃業務	ゴミ処理対策の検討	ゴミ処理の指示
避難誘導部	避難誘導業務	避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等の確認	住民の避難誘導活動
	物資配分業務	個人備蓄等の啓発活動	物資配分、物資需要の把握
給食・給水部	給食・給水業務	器具点検、資機材調達・整備	水、食糧の配分、炊き出し等の燃料確保、給食・給水活動



炊き出し訓練

AEDの使い方訓練



東伊那区 本部の設営

避難所開設訓練



避難所のレイアウト作成



避難所の資機材設置訓練

平成27年度 住民主導型警戒避難体制構築事業

地域から土砂災害による犠牲者を出さないためには、砂防堰堤の整備などのハード対策とともに**安全な場所に早めに避難するためのソフト対策が重要**。特に、行政側から提供される情報や災害の兆候により地域住民が適切に避難する仕組みづくりが欠かせないものとなっています。

平成27年度、東伊那全自治組合を対象に土砂災害犠牲者ゼロを目標とした取り組みとして、住民主導型警戒避難体制構築事業を行いました。



キックオフ講演会及び事業説明会

- ・平成27年6月21日
- ・東伊那公民館 130名参加



住民懇談会 計3回実施

- ・平成27年9月～11月

駒ヶ根市 東伊那区 洪水・土砂災害 緊急避難地図

● 土砂災害警戒区域
● 土砂災害警戒区域
● 土砂災害警戒区域
● 土砂災害警戒区域

0.5m未満
0.5～1.0m未満
1.0～2.0m未満
2.0～5.0m未満

● 避難所
● 避難所
● 避難所
● 避難所

● 避難所
● 避難所
● 避難所
● 避難所

栗林

安全に逃げられる避難のとき (事前避難)

東伊那公民館などの市の避難施設に避難する。
または親戚、友人宅など地区内に陥らずより安全な場所へ避難する。

近くまで避難することが困難な状況のとき (緊急避難)

住居は、少しでも安全なところへ避難する。
一人で避難することが困難な方がいる場合は、避難の支援を行う。
すでに冠水しているなど、移動に危険が伴う場合は、自宅を含めて
がけや沢から少しでも離れた最寄の建物の2階以上へ避難する。

栗林での主な緊急避難所及び避難場所

- 栗林集落センター ● 龍澤住宅 雑草 ● 児童会館
- 沢谷製作所 駐車場あたり ● 高田会所 ● 羽利日会所
- 岩盤会所 ● アルプストーム 管理棟

自主避難基準

- 1時間雨量や連続雨量が自主避難基準に到達した場合
1時間雨量：30mm (市内設置の雨量計等で確認)
連続雨量：150mm
◆ 駒ヶ根市 雨量観測情報 <http://komagane.tenki.ne.jp>
- 川の護岸の天端まで、あと30cm程度まで冠水した場合
- 駒ヶ根市が「避難勧告」・「避難指示」を発したとき

報告体制

住居は、雨量が自主避難基準に達した時や、(洪水・土砂災害につながると思われる) 状況を確認したら、
すぐに報告体制にしたがい報告する



住民

自治組合長 → 区長

連絡体制

区長は、発生してきた雨量が自主避難基準に達したら、自主避難
を勧告する旨を速やかに報告したがい連絡する



区長

自治組合長 → 住民

駒ヶ根市役所 総務課 TEL: 0265-83-2111



自然現象の発生

土砂災害が発生する前には、予兆現象が見られることがあります。
大雨が降ったときに次のような状況を見たら、
自治組合長に報告し、すぐに避難準備を開始してください。

がけ崩れの発生時には...

がけに割れ目が見える がけから小石が
ばらばら落ちてくる

この他にも...

- 湧き水が止まる、濁る
- 地鳴りや水溜りのちぎれる音、石の割れる音などがする

土石流の発生時には...

山鳴りがする

この他にも...

- ものすごく臭い(腐葉土、下野の臭い)がする
- 割れ目の流れが滞り、濁りが増えている
- 濁りが増えている
- 濁りが増えている
- 濁りが増えている

緊急伝言

洪水・土砂災害が発生する可能性が高くなると、気象台、長野県、駒ヶ根市からも気象情報をはじめ様々な情報が発表されます。

土砂災害警戒情報

いつ? : 大雨で土砂災害発生危険性が高まったとき
誰が誰に? : 気象台と長野県が共同で、対象の市町村全域に
何のため? : 避難勧告等発令する際の判断や住民の自主避難を促すため

特別警報

いつ? : 数十年に一度の大規模な大雨などにより、重大な災害が発生する
可能性が非常に高まったとき
誰が誰に? : 気象庁が対象の市町村全域の住民に
何のため? : 次いで命を守る行動を促すため

避難準備情報

いつ? : 災害で被害を受ける可能性が高くなったとき
誰が誰に? : 駒ヶ根市が対象の地域の住民に
何のため? : 次に示すような避難行動を促すため

避難勧告

いつ? : 避難準備情報、避難特別警報は避難行動を開始する
準備段階、避難準備段階、避難特別警報は避難行動を開始する
何のため? : 命を守る行動を促すため

避難指示

いつ? : 避難勧告が発令された後、災害が発生する可能性が非常に高くなったとき
誰が誰に? : 駒ヶ根市が対象の地域の住民に
何のため? : 命を守る行動を促すため

土砂災害を想定した避難訓練



避難所は、地域の集会所だけでなく、
個人の家や旅館など緊急避難ができる場所を選定

危険箇所パトロール 毎年1回 降雨期前に実施



ハザードマップで危険箇所を確認

土砂災害特別警戒区域を歩いてみる



地区防災計画策定後の取り組みについて

地区防災計画により、地域防災力を向上させるためには、

「地区防災計画の作成（PLAN）」

「訓練の実施、防災意識の啓発を組み込んだイベントの推進等（DO）」

「訓練・イベント後の成果検証、問題点のチェック等（CHECK）」

「地区防災計画、防災訓練等の見直し・改善（ACTION）」

というPDCAサイクルにより、
年1回の定期的な計画の見直しをとおして、
内容が古くなったり、形骸化した計画については、
積極的に修正・廃止等を行います。

毎年3月末までに、自主防災会幹事会で、1年間の訓練や
活動実績を踏まえて、実態に即した計画の見直しを行います。

